

岐阜県立 学校長 様

住 所 〒

団 体 名

担当者名

T E L () 携帯電話番号 ()

岐阜県立学校体育施設利用申込書

次のとおり岐阜県立学校体育施設の利用を申し込みます。

また、本申込書裏面の注意事項を確認しました。 (確認したら✓をお願いします。)

登録番号	※岐阜県立学校体育施設利用団体の承認について(通知)【様式2-1】に記載されている登録番号をご記入ください。
代表者氏名	
利用の目的 (種目)	
利用予定人数	人
利用施設	
利用日時	令和 年 月 日 () 【時間区分】 午前 ・ 午後 ・ 夜間 (該当の時間区分に○を付けてください)
備 考	

受付(対応)者	※提出方法：本書に記入の上、各学校の代表メールあてに提出してください。 ※各学校の代表メールは県教育委員会ホームページに掲載していますのでご確認ください。 ※開放施設を利用する際は、「岐阜県立学校体育施設の利用に係る通知書【様式6-1】」を必ず持参してください。
---------	---

開放施設利用に係る注意事項

- 1 岐阜県立学校体育施設開放要綱等を遵守してください。
- 2 県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従い、児童生徒の模範となる行動に努め、節度ある態度※で利用してください。
※節度ある態度とは、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員に対しても、大声で怒鳴る、暴力をふるう等の粗暴な態度をとらないことを指します。
- 3 火気に注意し、敷地内及び学校周辺での喫煙はしないでください。
- 4 貴重品、脱衣等の管理は、利用団体で行ってください。
- 5 開放施設等は大切に利用し、利用後は清掃、後始末、原状回復（利用前と同様の状態）してください。
- 6 開放施設等を損傷又は亡失した場合は、その損害について利用団体が賠償してください。
- 7 利用中に生じた自己の責めに帰する事故に係る責任は、県及び学校は負いかねます。
- 8 利用団体の代表者は、開放施設利用中の事故等の未然防止に努めてください。
- 9 利用中に起きた事故や開放施設等の損傷等が生じた場合は、速やかに利用していた学校に報告してください。また、損傷等が生じた開放施設等は原状回復（弁償）してください。
- 10 自動車、自転車等については所定の場所を利用してください。
(利用団体において整理員を配置し責任をもって整理してください。)
- 11 時間区分を厳守してください。午前8時～12時、午後13時～17時、夜間18時～21時
(準備、撤去は利用時間内に利用団体で行ってください。)
- 12 利用団体が使用する用具等は、利用団体において持参してください。
- 13 ごみは利用団体で持ち帰ってください。
- 14 緊急地震速報等があった場合は身の安全を確保する行動に努めてください。
- 15 その他、開放施設等の利用に関することについては、県教育委員会・開放施設学校長及び開放施設学校職員の指示に従ってください。
- 16 学校行事等のため、利用許可を取消す場合がありますのでご承知おきください。
- 17 その他児童生徒の教育活動や管理上支障があるような利用はしないでください。
- 18 利用を予定している学校の学校体育施設紹介に記載されている注意事項等を必ずお読みください。